

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年12月30日

イスラエル入国時における検疫制度の一部変更 12/30

●12月30日、イスラエルは、入国者を一律政府指定のホテルに隔離するとしていた従来の検疫措置を変更し、空港到着時と隔離期間9日目との2回、新型コロナウイルス検査を受けること等を条件として、自宅等での隔離を認める措置を採択しました。

●同措置に関する政府発表は、以下のとおりです。

【首相府及び保健省による共同発表】

29日、コロナ閣議は、海外からの帰国者が新型コロナウイルス検疫ホテルに隔離される必要がないことを承認し、決定した。

海外から帰国した者は、以下の条件に従うことを前提として、全ての隔離の条件を満たせば、新型コロナウイルス検疫ホテルに代えて自宅又はそれに代わる場所で隔離を実施することが可能となる。

- 1 テルアビブ（ベン・グリオン）空港到着時に新型コロナウイルス検査を受検。
- 2 自宅隔離への移行前に、「隔離期間の9日目に追加の新型コロナウイルス検査を受検する」旨の書面による誓約及び同検査の受検。
- 3 隔離場所の所在及び隔離場所への移動と9日目に2回目の新型コロナウイルス検査を受検する際の移動は、公共交通機関を使用しない旨を書面で報告。

同時に、国防省が自宅隔離義務の履行支援を目的とした計画を実施することが決定された。また、所管当局は、とりわけ隔離場所への移動方法について、監視及び法執行措置を実施する。

本決定は、クネセット憲法委員会による承認を受けて発効する（当館注：当地報道によれば、本決定は30日、クネセット憲法委員会による承認された）。

政府発表全文（英語）

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_joint_statement301220

政府発表全文（ヘブライ語）

https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint_statement301220

【参考】

ベン・グリオン空港における（1回目の）新型コロナウイルス検査の事前ユーザー登録

<https://check2fly.co.il/auth>

イスラエル国内における PCR 検査について（当館作成／2回目の検査について、2を参照）

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100143104.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>